

静岡県建設部森林保全室様
保安林指定解除にかかわる審議会委員各位

平成21年8月7日

SK

東京電力等による三筋山風力発電施設建設に係わる保安林に関して
指定解除を認めないことを求める要望書

県職員のみなさまにおかれましては、新知事着任のもと、日々、県民のための職務遂行に精励されていることに感謝申し上げます。

ところで、表記事業に関して事業者である東京電力等により建設予定地の三筋山尾根一帯の林地開発許可、保安林指定解除の申請が県当局に提出され、林地開発に関してはすでに、森林審議会の答申を得て、当該の自治体である河津町、東伊豆町の首長の意見聴取のもと開発許可が下されたとのこと報告を森林計画室から得ております。また、保安林指定解除については、事業者からの正式な申請書が提出されていない段階にあって、申請者から事前相談を受けているとのこと報告もいただいております。

ご報告によれば、表記事業における保安林指定解除の手続きは、森林法にもとづき、要件として電気事業法に係わる事業として「公益上の理由」による解除申請が適用されるとのことです。要件の概略は、1)用地事情、2)面積、3)事業実現の確実性、4)その他、とされています。

これらの要件のもとで、事業区域約37万㎡、森林面積約29万㎡、形質変更森林面積約14万㎡におよぶ事業規模を精査したとき、少なくとも、「用地事情」および「その他」の要件において、また、森林法で定める林地開発許可基準である、1)災害の防止、2)水害の防止、3)環境の保全などの観点からしても、以下の具体的理由により、保安林の指定解除は認められるべきではない、と考え、貴室および関係審議会の適切な判断を求めるものです。

記

1、林地開発許可基準の観点からの指定解除の不適切性

- 1) 三筋山一帯は崩落しやすい火山性の地質から形成されており、地形的にも急峻であって、天城山主稜に向う尾根は白田川上流部に直接落ち込んでおり、流域は河口まで落差が大きく距離は10km程度しかない。ある程度の降雨でも、泥水が駆け下るような奔流となって海に流出している。

- 2) 指定解除による尾根筋一帯の森林の伐採は、保水力の小さい火山性の地層、地質の性質上、一帯の保水機能をさらに低下させ、大雨に際して河川へと流れ込む水量を一気に増大させ、滝のような濁流となって土砂災害発生の危険性を高める。
- 3) 三筋山直下の白田川上流部では、これまで台風、低気圧通過等による大雨で山腹崩落をしばしば引き起こし、土砂流は直接海へと流れ込んできている。これらは降雨のたびに泥水の流れとなって土砂を河口部に運び、河口海域一帯に堆積させてイセエビ、アワビなどの魚介の棲息環境を悪化させ、漁業に甚大な影響を及ぼしている。最近では磯やけが引き起こされているとの報告もある。白田地区漁民は3年前に上流の崩壊部復旧を県当局に陳情した、と聞いている。
- 4) 前記1)、2)、3)の理由により、保安林指定解除は、白田川をはじめとする河川流域一帯に水害および土砂流出による災害の危険をいっそう高め、河口近海を汚染させる危険性を高める。
- 5) 三筋山尾根の東側に広がる高原状の草原は、県の天然記念物に指定されている湿原があり、湿原周辺一帯は希少植物の宝庫とされ、多種にわたる絶滅危惧植物の棲息域となっている。また、草原一帯は、豊かな生態系のもとでクマタカなど希少鳥類の狩場として機能している。
- 6) 森林伐採は、天城山稜と一体となっている三筋山の景観を損ない、観光を主とする地域産業に集客の減少などの影響を与えかねないところがある。

2、「用地事情」および「その他」の理由による指定解除の不適切性

- 1) 「用地事情」についていえば、風力発電施設の建設用地条件は風況によるのであって、三筋山を特定して適地とする理由にはならない。事業者は、人的被害、生態系への影響、景観などを配慮して、広く適地確保に努力すべきである。
- 2) 保安林解除のもとに広範囲にわたり森林が伐採され、一帯が大規模に開削されて土地形状が変更されれば、前記1)の「林地開発許可基準の観点からの指定解除の不適切性」で指摘した諸理由により、森林による治山治水機能が損なわれる可能性が高い。それにより当該地域である河津町、東伊豆町の河川流域地区においては、がけ崩れ、水害、土砂災害発生の危険性が今まで以上に高まり、地域の安全と安心が脅かされる。また、景観上の問題や産業への影響、特に河川河口海域の漁業被害の発生など甚大な影響をこうむる可能性が高まる。
- 3) 特に山岳部の保安林指定解除は、前記のことから、森林がもつ治山治水機能の低下を招き、水源涵養、河川への流出水量調整、土砂流出災害防止など、自然がもつ地域の「インフラストラクチャー機能」を相当程度にわたって毀損することから、地域住民の生活上の安全、安心を将来にわたって損なうものである。さらに観光、農業、漁業など地域産業への影響をもまぬがれない。

前記諸理由により、貴室および関係審議会は、事業者の申請を精査した上で、当地域の地形、地質等の自然条件および地域産業などの社会的条件を慎重に考慮、検討し、保安林指定解除を認めないことで、森林を維持保全して「自然インフラ機能」を損なうことなく、自然災害発生の未然防止に役立て、地域住民の安全と安心を確保することが一義的に求められるものと考えます。

また、地域産業の発展に貢献するはずの海と山が融合して織り成す美しい伊豆半島の自然景観や豊かな自然生態系を保全して、将来にわたる地域の進展に寄与する基盤として三筋山周辺山系を保護、整備していくことが望まれるものです。これらはまた、伊豆半島全域に対する自然保全対策として継続的に考えられていく必要が求められるものでもあります。

以上のことから、三筋山尾根周辺山林の保安林指定解除については、当該地域住民の安寧の確保と地域産業の将来的発展の基盤保護を最優先して、事業者による解除申請を却下することを切望するしだいです。

以上

付記

本要望書は、県知事および建設部森林計画室にも送付させていただきます。